障がい者の消費者トラブルの特徴

障がいのある方の消費者トラブルには、「被害にあっても相談しない」「騙されたことに気づかない」などの傾向があります。

なかには多重債務によって生活が破綻しそうになるケース等もあり、身近にいる人の見守りにより、早期発見して被害拡大を防ぐ必要があります。

こんな時は…？

個人情報の取扱いが気になって、消費生活センターに相談をしていいか迷う

事情を確認し、本人の意思に配慮しながら、原則は了承を得てから消費生活センターへ相談をしてください。

本人がセンターへの相談を了承しない場合は？

- 客観的にみて明らかに消費者被害にあっていて対応が必要な場合
- 緊急の場合

このような場合は、躊躇せず消費生活センターへ相談してください。

消費者安全法では、消費者安全確保地域協議会構成員間で見守りに必要な個人情報の提供が認められています。（法第11条の4第3項）

気づきのチェックポイント

- ☐ 外出から帰ると様子がおかしい
- ☐ 業態不明の店や会場に出入りしている
- ☐ 投資や霊感・祈祷などに関心を持ちはじめた
- ☐ 見慣れない商品がたくさんある
- ☐ 開けていないダンボール箱がある
- ☐ 不審な書類や名刺がある
- ☐ 見慣れない人や車が出入りしている
- ☐ スマートフォンを見てそわそわ慌てる

障がいのある方の身の回りにこのような変化が見られたら、消費者トラブルに巻き込まれている可能性があります

可児市消費生活センター（商工振興課内）※電話でも、窓口でも相談ができます。
相談受付：月、火、水、金（祝日を除く）9：00～15：00
TEL 0574-62-1111

※この資料は可児市消費者安全確保地域協議会の構成員等、見守り活動に従事される方向けに作成したものです。